

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月6日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第11号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号の2ク中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「認定又は」を「認定若しくは」に改め、「取消し」の次に「又は同法第30条の5第1項の施設等利用給付認定、同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定若しくは同条第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定若しくは同法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消し」を加え、同条第4号の3ク及び第8号カ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第20条第11号の2中「第23条第1項の支給認定」を「第20条第1項の教育・保育給付認定又は同法第23条第1項の教育・保育給付認定」に改める。

第35条の2第1号中「支給認定又は」を「教育・保育給付認定若しくは」に、「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に改め、「審査」の次に「又はその申請に対する応答」を加え、同条第2号中「第22条又は」を「第22条若しくは」に改め、「第15条第1項の届出」の次に「の受理、その届出」を、「審査」の次に「又はその届出に対する応答」を加え、同条第3号及び第4号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条に次の5号を加える。

(5) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその審査に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

イ 当該申請に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報

ウ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- エ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - カ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - キ 当該申請に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - ク 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ケ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - サ 当該申請に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- (6) 子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報
 - イ 当該届出に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報
 - ウ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

- カ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - キ 当該届出に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - ク 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ケ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該届出に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - サ 当該届出に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- (7) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報
 - イ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報
 - ウ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - カ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - キ 当該変更の認定に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - ク 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

- ケ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該変更の認定に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - サ 当該変更の認定に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- (8) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報
 - イ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報
 - ウ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - カ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - キ 当該取消しに係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - ク 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ケ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該取消しに係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - サ 当該取消しに係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

(9) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

イ 当該事業に係る保護者又は当該保護者の扶養義務者に係る児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する情報

ウ 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

カ 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

キ 当該事業に係る保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 当該事業に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

サ 当該事業に係る保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条第4号の2クの改正規定（「取消し」の次に「又は同法第30条の5第1項の施設等利用給付の認定」を加える部分に限る。）及び第35条の2に5号を加える改正規定（同条第5号中子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定に係る部分に限る。）は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の公布の日から施行日の前日までの間においては、この規則による改正後の大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第9条第4号の2ク中「同法第30条の5第1項の施設等利用給付認定」とあるのは「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による同法附則第2条の認定」とし、同規則第35条の2第5号中「子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定」とあるのは「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による同法附則第2条の認定」とする。